差支ス　10. 賞罰委員ニ定備ヲ委セントス

11. 従来賞罰委員会ニ於テ決定シ布團代一回ヲ支給シ来リシ慣例ヲ廃止セントス

12. 作業用ノスコップ五數ヲ会社ニ於テ支給スルコト

13. 総同盟ヘノ加入ノ自由ナルコト

（協調會勞働課）